調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに、社会福祉施設等名簿を作成することを目的とした。

2 調査の対象及び客体

施 設 票:3、4 ページに掲げる社会福祉施設等(86種類)を対象とし、その全数(休止中を含む。) を客体とした。

障害福祉サービス事業所票:障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所(15種類)を対象とし、その 全数(休止中の事業所を含む。)を客体とした。

なお、障害者自立支援法の全面施行後(平成18年10月1日施行)、初の調査である。

平成19年10月1日現在

	調査対象施設·事業所数	集計施設·事業所数
施設票		
生活保護法による保護施設	308	302
老人福祉法による老人福祉施設	10 043	9 446
障害者自立支援法による障害者支援施設等 2)	2 246	2 233
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設 3)	1 192	1 188
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設 3)	3 882	3 873
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による 精神障害者社会復帰施設 3)	937	935
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設	382	377
売春防止法による婦人保護施設	50	49
児童福祉法による児童福祉施設	34 082	33 524
母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設	73	72
その他の社会福祉施設等	10 066	9 805
障害福祉サービス事業所票		
障害福祉サービス事業所 4)	25 469	20 892

- 注: 1) 集計施設・事業所数は休止中等の施設・事業所を除いた数である。
 - 2) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。
 - 3) 障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。
 - 4) 障害福祉サービス事業所は、郵送により調査を実施したものであり、調査対象施設・事業所数は調査票配付事業所数から廃止を除いた数である。

3 調査の時期

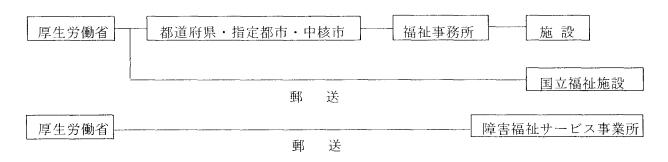
平成19年10月1日

4 調查事項

施 設 票 :施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員、在所者数、従事者数等 障害福祉サービス事業所票 :事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種類と提供状況、 従事者数等

5 調査の方法及び系統

- (1) 施設票は、福祉事務所を通じて全施設に調査票を配付し、施設管理者が調査票を記入した。
- (2) 障害福祉サービス事業所票は厚生労働省から障害福祉サービス事業所へ直接郵送し、事業所の管理者が調査票を記入した。ただし、施設等に併設されている事業所については、福祉事務所を通じて調査票を配付し、事業所の管理者が調査票を記入した。
- (3) 設置主体が国である施設については、施設票は厚生労働省から直接配付し、施設管理者が調査票を記入した。

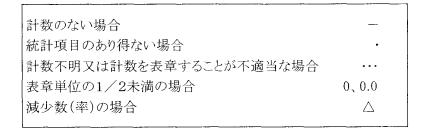


6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約



- (2) 活動中の施設、事業所のうち回答のあったものについて集計した。
- (3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

調査対象施設・事業所一覧

			児童福祉施設等 調査、票	保育所調查票	障害福祉サービス 事業所票
生活保護法による保護施設					
 救護施設	O				
更生施設	Q			:	
医療保護施設	0				
授産施設	l Ö				
宿所提供施設	0				
老人福祉法による老人福祉施設					
養護老人ホーム(一般)	0)			
養護老人ホーム(盲)	0				
軽費老人ホーム(A型)	00000				
軽費老人ホーム(B型)					
軽費老人ホーム(ケアハウス)					
老人福祉センター(特A型)					
老人福祉センター(A型)	0				
老人福祉センター(B型) 老人介護支援センター					
を入り護又後センター 障害者自立支援法による障害者支援施設 等					
障害者 日 立 义 後 法 に よ る 障 告 有 文 援 施 設 寿 障害者 支 援 施 設		0	}		
□ 障害有又後他取 ・ 地域活動支援センター		0		1	
福祉ホーム					
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設					
技体不自由者更生施設		0			
視覚障害者更生施設		Ŏ			
聴覚·言語障害者更生施設		000			
内部障害者更生施設		Ŏ			
身体障害者療護施設		Ŏ			
身体障害者入所授産施設		000			
身体障害者通所授産施設		ĺ			
身体障害者小規模通所授産施設		0	{		
身体障害者福祉工場		0			
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設					
知的障害者入所更生施設		Q			
知的障害者通所更生施設		Ö			
知的障害者入所授産施設		\bigcirc			
知的障害者通所授産施設					
知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通勤寮					
知的障害者 通動景 知的障害者 福祉工場		0000000			
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による		<u> </u>			}
精神障害者社会復帰施設					
精神障害者生活訓練施設		0	ì		
精神障害者福祉ホーム(B型) 精神障害者授産施設(入所)		0			i
精神障害者授產施設(通所)					
精神障害者小規模通所授産施設		\sim			
精神障害者福祉工場		0			
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設					
身体障害者福祉センター(A型)	0				
身体障害者福祉センター(B型)	0				
障害者更生センター	0				
補装具製作施設	0				
盲導犬訓練施設	0				
点字図書館	0		ļ		
点字出版施設					
聴覚障害者情報提供施設	0				

	老人福祉施設等調 査 票	障害者支援施設等 調 査 票	児童福祉施設等 調 査 票	保育所調査票	障害福祉サービス 事業所票
売春防止法による婦人保護施設 婦人保護施設	0				
			000 00000000000000000000000000000000000		
母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設 母子福祉センター			0		
母子休養ホーム その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設 盲人ホーム 無料低額診療施設 隣保館 へき地保健福祉館 へき地保育所 地域福祉センター 老人憩の家 老人休養ホーム 有料老人ホーム	000000		0	0	
障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 行動援護事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 児童デイサービス事業所 短期入所事業所 重度障害者等包括支援事業所 共同生活介護事業所 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(性活訓練)事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援(A型)事業所 就労継続支援(B型)事業所 共同生活援助事業所					000000000000000000000000000000000000000

I 施設の状況

1 施設数

平成19年10月1日現在における全国の社会福祉施設等について、主な施設の種類をみると、「児童福祉施設」が33,524施設となっており、そのうち「保育所」が22,838施設で前年に比べ118施設、0.5%増加している。また、「障害者支援施設等」は2,233施設となっている。(表1、統計表第2表)

一方、施設数の年次推移を主な施設の種類別指数(平成12年=100)でみると、平成19年調査では「精神障害者社会復帰施設」は、指数が179となっており、次いで、「知的障害者援護施設」(指数 129)、「身体障害者更生援護施設」(同 113)となっている(図1)。

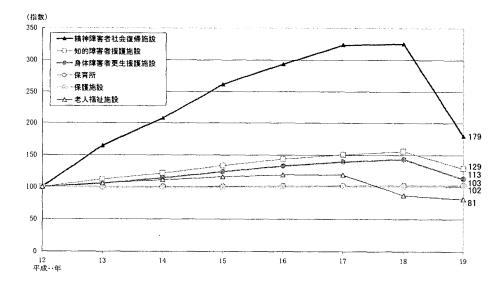
表1 施設の種類別にみた施設数の年次推移

各年10月1日現在

	平成12年	15	16	17	18	19		介 年	
	(2000)	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	増減数	増減	率(%)
		ţ	施言	5 数	ζ				
保護施設	296	294	297	298	298	302	4		1.3
老人福祉施設	11 628	13 454	13 802	13 882	10 116	9 446	△ 670	Δ	6.6
障害者支援施設等 1)	•	•1	-		•	2 233			•
身体障害者更生援護施設 2)	1 050	1 302	1 397	1 466	1 508	1 188	△ 320	Δ	21.2
知的障害者援護施設 2)	3 002	4 014	4 321	4 525	4 682	3 873	△ 809	Δ	17.3
精神障害者社会復帰施設 2)	521	1 363	1 530	1 687	1 697	935	△ 762 ·	Δ	44.9
身体障害者社会参加支援施設 3)	716	862	866	828	844	377	△ 467	Δ	55.3
婦人保護施設	50	50	50	50	49	49	-		-
児童福祉施設	33 089	33 383	33 406	33 545	33 464	33 524	60		0.2
(再掲)保育所	22 199	22 391	22 494	22 624	22 720	22 838	118		0.5
母子福祉施設	90	85	84	80	73	72	Δ 1	Δ	1.4
その他の社会福祉施設等	8 418	8 524	8 672	8 848	9 239	9 805	566		6.1
計 4)	58 860	63 331	64 425	65 209	61 970	61 804	Δ 166	Δ	0.3

- 注: 1) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。
 - 2) 平成19年は障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。
 - 3) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」 「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導大訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。
 - 4) 調査対象となっている施設数の合計である。

図1 社会福祉施設等の主な施設の種類別指数(平成12年=100)



2 定員·在所者数·在所率

「児童福祉施設」の定員は2,192,158人で、前年に比べ22,581人、1.0%増加している。主な増加要因は保育所(対前年 22,686人、1.1%)である。

また、「児童福祉施設」の在所者数は 2,207,034人で、前年に比べ 14,946人、0.7%増加している。

一方、「障害者支援施設等」の定員は15,508人、在所者数は14,105人となっており、在所率は91.0%となっている。(表2、統計表第3、4表)

表2 施設の種類別にみた定員・在所者数・在所率の年次推移

各年10月1日現在

老人福祉施設								<u> </u>	0月1日現在
保護施設 1							1		
保護施設 1		(2000)	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	增减数	増源率(%)
128 227				定	員 (,	人)			
接音者支援施設等 2)	保護施設 1)	19 881	20 267	20 563	20 637	20 424		36	0.2
安体障害者更生接踵施設 3	老人福祉施設	128 227	144 344	148 132	149 431	150 992		1 750	1.2
知的谰言書授護施設 3) 153 885 180 320 188 484 195 395 202 167 180 020 △ 22 147 △ 11.0 结神障毒者社会領掃施設 3) 10 200 19 116 2 1670 24 293 25 542 19 819 △ 5 773 △ 22.4 640 440		•	•	·	·				
精神障害者社会復帰施設 3) 10 200 19 018 21 670 24 293 25 542 19 819 △ 5 723 △ 22.4 940 94 660 540 520 440 440 -			i i						
分体障害者社会参加支援施設 1578 1507 14490 1455 1426 1429 3 0.2 現産福祉施設 1 578 1 507 14490 1 455 1426 1429 3 0.2 現産福祉施設 1 578 1 507 14490 1 455 1426 1429 3 0.2 現産福祉施設 1 925 641 1 995 667 2 1029 201 2 060 938 2 083 661 2 105 747 22 686 1.1		[
帰人保護施設 1 578 1507 1 490 1 455 1 426 1 429 3 0.2 程権社施設 1 1 2013 356 2 081 391 2 115 717 2 147 767 2 169 77 47 2 169 78 747 2 169 79 74 2 169 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74 74		i i			,			△ 5 /23	△ 22.4
(再携)保育所 (再携)保育所 (月末) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本								2	0.3
1		1							
その他の社会福祉施設等 1) 92 742 109 436 124 404 141 521 165 912 187 056 21 144 12.7 計		1							
計 2 472 649 2 615 459 2 681 380 2 742 807 2 798 858 2 821 554 22 696 0.8									
在 所 者 数 (人) 保護施設 1) 19 891 19 900 19 982 19 935 19 649 19 822 173 0.9 老人福祉施設 120 094 135 594 139 592 140 760 142 158 143 624 1 466 1.0 障害者支援施設等 2)	その他の社会福祉施設等 1)	92 742	109 436	124 404	141 521	165 912	187 056	21 144	12.7
保護施設 1)	計	2 472 649	2 615 459	2 681 380	2 742 807	2 798 858	2 821 554	22 696	0.8
保護施設 1)				在 所	者 数	(人)			
老人福祉施設	 保護施設 1)	19 891	19 900			19 649	19 822	173	0.9
特殊 1		120 094	135 594	139 592	140 760	142 158	143 624	1 466	1.0
身体障害者更生援護施設 3) 48 905 54 739 56 319 57 507 58 276 49 085 △ 9 191 △ 158 知的障害者援護施設 3) 150 873 175 407 182 649 188 646 196 683 175 971 △ 20 712 △ 10.5 精神障害者社会復帰施設 3) 8 640 17 749 20 977 23 899 25 270 19 194 △ 6 076 △ 24.0 場所 確請 者性 公職 記述 1) 1 976 976 2 121 144 2 164 040 2 191 996 2 192 088 2 207 034 14 946 0.7 (再掲) 保育所 1 904 067 2 048 324 2 090 374 2 118 079 2 118 352 2 132 651 14 299 0.7 その他の社会福祉施設等 1) 1 00.1 98.2 97.2 96.6 80.2 95 062 115 151 136 054 20 903 18.2 表人福祉施設 1 100.1 98.2 97.2 96.6 96.2 96.9 (0.7) - 老人福祉施設 93.7 93.9 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.0 (0.0.2) - 身体障害者支援施設 3) 93.8 93.5 93.3 93.1					•		14 105		-
知的障害者援護施設 3)	7. — 3. · · ·	48 905	54 739	56.319	57 507	58 276		△ 9 191	△ 15.8
精神障害者社会復帰施設 3) 8 640 17 749 20 977 23 899 669 585 615 30 5.1 児童福祉施設 1) 1 976 976 2 121 144 2 164 040 2 191 996 2 118 352 2 132 651 14 299 0.7 その他の社会福祉施設 1) 56 531 71 806 82 609 95 062 115 151 136 054 20 903 18.2 計 2 382 632 2 597 044 2 666 807 2 718 474 2 749 860 2 765 504 15 644 0.6 上産 所 率 (%) 5) 7) 7) 7			į.	1					
帰人保護施設 1) 1 976 976 2 121 144 2 164 040 2 191 996 2 192 088 2 207 034 14 946 0.7 (再掲)保育所 2 048 324 2 090 374 2 118 079 2 118 352 2 132 651 14 299 0.7 その他の社会福祉施設等 1) 56 531 71 806 82 609 95 062 115 151 136 054 20 903 18.2 2 382 632 2 597 044 2 666 807 2 718 474 2 749 860 2 765 504 15 644 0.6				l .				ľ	
児童福祉施設 1) 1 976 976 2 121 144 2 164 040 2 191 996 2 192 088 2 207 034 14 946 0.7 (再掲)保育所 2 048 324 2 090 374 2 118 079 2 118 352 2 132 651 14 299 0.7 その他の社会福祉施設等 1) 56 531 71 806 82 609 95 062 115 151 136 054 20 903 18.2 2 382 632 2 597 044 2 666 807 2 718 474 2 749 860 2 765 504 15 644 0.6		1	1	_					
(再掲)保育所 その他の社会福祉施設等 1)	F 1 1 1		1					14 946	0.7
計 2 382 632 2 597 044 2 666 807 2 718 474 2 749 860 2 765 504 15 644 0.6 在 所 率 (%) 5) 7) (保護施設 1) 100.1 98.2 97.2 96.6 96.2 96.9 (0.7) を表人福祉施設 93.7 93.9 94.2 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.2 94.2 94.0 (△0.2) 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2		1 904 067	2 048 324	2 090 374	2 118 079	2 118 352	2 132 651	14 299	0.7
存在 所容 (%) 5) 7) 保護施設 1) 100.1 98.2 97.2 96.6 96.2 96.9 (0.7) - 老人福祉施設 93.7 93.9 94.2 94.2 94.2 94.2 94.0 (△0.2) - 障害者支援施設等 2) ・ ・ ・ ・ ・ ・ 91.0 ・ ・ 身体障害者更生援護施設 3) 93.8 93.5 93.3 93.1 93.6 94.6 (1.0) ・ 知的障害者援護施設 3) 98.0 97.3 96.9 96.5 97.4 97.9 (0.5) ・ 精神障害者社会復帰施設 3) 84.7 93.3 96.8 98.4 99.3 97.2 (△ 2.1) ・ 婦人保護施設 1) 45.8 46.8 42.9 46.0 41.0 43.0 (2.0) ・ 児童福祉施設 1) 98.2 101.9 102.3 102.1 101.1 100.7 (△ 0.4) ・ (再掲)保育所 98.9 102.7 103.0 102.8 101.8 101.3 (△ 0.5) ・ その他の社会福祉施設等 1) 61.3 65.9 66.7 67.4 69.6 72.9 (3.3) ・	その他の社会福祉施設等 1)	56 531	71 806	82 609	95 062	115 151	136 054	20 903	18.2
保護施設 1) 100.1 98.2 97.2 96.6 96.2 96.9 (0.7) - 24人福祉施設 93.7 93.9 94.2 94.2 94.2 94.2 94.0 (△ 0.2) - 24人福祉施設 93.7 93.9 94.2 94.2 94.2 94.2 94.0 (△ 0.2) - 34.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.0 (△ 0.2) - 34.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2 9	計	2 382 632	2 597 044	2 666 807	2 718 474	2 749 860	2 765 504	15 644	0.6
保護施設 1) 100.1 98.2 97.2 96.6 96.2 96.9 (0.7) - 24人福祉施設 93.7 93.9 94.2 94.2 94.2 94.2 94.0 (△ 0.2) - 24人福祉施設 93.7 93.9 94.2 94.2 94.2 94.2 94.0 (△ 0.2) - 34.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.0 (△ 0.2) - 34.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2 94.2 9			1	 	F -	(W) E)		7\	
考入福祉施設 93.7 93.9 94.2 94.2 94.2 94.0 (△ 0.2) ・	(D-#+14-50. 1)	100.1	1 000		i i		م م	1	1 .
障害者支援施設等 2) 93.8 93.5 93.3 93.1 93.6 94.6 (1.0) ・	1		ı	1	l	l		1	
身体障害者更生援護施設 3) 93.8 93.5 93.3 93.1 93.6 94.6 (1.0) 知的障害者援護施設 3) 98.0 97.3 96.9 96.5 97.4 97.9 (0.5) 精神障害者社会復帰施設 3) 84.7 93.3 96.8 98.4 99.3 97.2 (公 2.1) 婦人保護施設 (長護施設 1) 45.8 46.8 42.9 46.0 41.0 43.0 (2.0) 児童福祉施設 1) 98.2 101.9 102.3 102.1 101.1 100.7 (公 0.4) (再掲)保育所 98.9 102.7 103.0 102.8 101.8 101.3 (公 0.5) その他の社会福祉施設等 1) 61.3 65.9 66.7 67.4 69.6 72.9 (3.3)	l control of the cont	93.7	93,9	94.2	94.2	34.2	Ī	(23 0.2)	
知的障害者援護施設 3) 98.0 97.3 96.9 96.5 97.4 97.9 (0.5) - 精神障害者社会復帰施設 3) 84.7 93.3 96.8 98.4 99.3 97.2 (△ 2.1) - 婦人保護施設 45.8 46.8 42.9 46.0 41.0 43.0 (2.0) - 児童福祉施設 1) 98.2 101.9 102.3 102.1 101.1 100.7 (△ 0.4) ((再掲)保育所 98.9 102.7 103.0 102.8 101.8 101.3 (△ 0.5) - その他の社会福祉施設等 1) 61.3 65.9 66.7 67.4 69.6 72.9 (3.3) -		000			001		Į.	(10)	
精神障害者社会復帰施設 3) 84.7 93.3 96.8 98.4 99.3 97.2 (△ 2.1) ・ 婦人保護施設 45.8 46.8 42.9 46.0 41.0 43.0 (2.0) ・ 児童福祉施設 1) 98.2 101.9 102.3 102.1 101.1 100.7 (△ 0.4) ・ (再掲)保育所 98.9 102.7 103.0 102.8 101.8 101.3 (△ 0.5) ・ その他の社会福祉施設等 1) 61.3 65.9 66.7 67.4 69.6 72.9 (3.3) ・				1		ł	1		'
婦人保護施設 45.8 46.8 42.9 46.0 41.0 43.0 (2.0) ・ 児童福祉施設 1) 98.2 101.9 102.3 102.1 101.1 100.7 (△ 0.4) ・ (再掲)保育所 98.9 102.7 103.0 102.8 101.8 101.3 (△ 0.5) ・ その他の社会福祉施設等 1) 61.3 65.9 66.7 67.4 69.6 72.9 (3.3) ・			1	1				1	L
児童福祉施設 1) 98.2 101.9 102.3 102.1 101.1 100.7 (△ 0.4) (再掲)保育所 98.9 102.7 103.0 102.8 101.8 101.3 (△ 0.5) その他の社会福祉施設等 1) 61.3 65.9 66.7 67.4 69.6 72.9 (3.3)	精神障害者社会復帰施設 3)	1	1	1		1	ŀ	1	i .
(再掲)保育所 98.9 102.7 103.0 102.8 101.8 101.3 (△ 0.5) その他の社会福祉施設等 1) 61.3 65.9 66.7 67.4 69.6 72.9 (3.3)		I	1	l .		1	ŧ		E .
その他の社会福祉施設等 1) 61.3 65.9 66.7 67.4 69.6 72.9 (3.3)			I .	I .			1		1
(CO)[EO][EO][EO][EO][EO][EO][EO][EO][EO][EO]		1		1	1				1
章十 96.4 99.3 99.5 99.2 98.4 98.1 (△ 0.3)	その他の社会福祉施設等 1)		ļ						1
	<u>=</u> +	96.4	99.3	99.5	99.2	98.4	98.1	(Δ 0.3)	

- 注: 1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設及び母子生活支援施設、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設をそれぞれ 含まない。
 - 2) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。
 - 3) 平成19年は障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律) の施設である。
 - 4) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導大訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。
 - 5) 在所率=在所者数÷定員×100(在所率の計算は在所者数について調査を行っていない障害者更生センター、盲人ホームを除いた。)ただし、平成18年以降は在所者数不詳の施設を除いた定員数で計算している。
 - 6) 母子福祉施設(母子福祉センター・母子休養ホーム)については、定員・在所者数について調査を行っていない。
 - 7) ()内は在所率の対前年増減である。
 - 8) 調査対象となっている施設のうち、定員、在所者数について調査を実施した施設のみ、集計している。

3 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者数は764,229人となっている。これを施設の種類別に多い職種をみると保育所では「保育 士」320,420人(構成割合 73.7%)、老人福祉施設では「介護職員」15,977人(同 31.6%)などとなっている。 障害者支援施設等では「生活指導・支援員等」6,231人(同 41.2%)、「介護職員」2,048人(同 13.6%)となっている。(表3、統計表第5表)

表3 施設の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

平成19年10月1日現在

												110010 1 1	リカエロラだに
	総数	保護施設	老人福祉 施設	障害者支 援施設等	身体障害者 更生援護 施設	知的障害者 援護施設	精神障害者社会復帰施設	身体障害者 社会参加 支援施設	婦人保護 施設	児童福祉 施設(保育 所を除く)	保育所	母子福祉 施設	その他の 社会福祉 施設等
		1)		2)	3)	3)	3)	4)		1)			1)
						従 事							
総数	764 229	6 213	50 625	15 111	26 202	73 262	5 172] 3 315	390	74 866	434 853	266	73 954
5)	(757 580)	(6 165)	(54 592)		(30 851)	(84 364)	(8 383)	(6 620)	(417)	(74 686)	(426 843)	(253)	(64 406)
	(101 000)	(0.100)	(01 002)		(00 001)	(0 / 00 //	(0 000)	(5 520)	() / / /	(7.000)	(120 0 10)	(200)	(0.1.100)
施設長	42 150	222	4 264	1 451	981	3 423	840	245	29	4 324	22 162	37	4 172
生活指導·支援員等 6)	74 142	796	7 975	6 231	3 201	37 933	1 344	398	135	12 864	•••	11	3 254
職業・作業指導員 セラピスト	19 799 4 612	103	160 94	1 647	2 439	13 331 40	1 083	95	16 5	329 3 019	***	9 0	586 490
理学療法士	1 494	5 2	26	188 73	544 240	14	60 1	169 58	_	983		0	98
作業療法士	1 180	3	21	76	151	8	53	45	-	760		Ö	63
その他の療法員	1 938	1	47	38	153	18	6	66	5	1 276		- 1	328
心理·職能判定員	111			23	35	41	12						
医師	3 749	31	166	78	173	368	77	17	4	1 170	1 597	- 1	68
保健師·助産師·看護師	28 423	384	3 467	662	1 895	2 097	85	124	21	8 524	4 760	1	6 402
精神保健福祉士 保育士	1 986 336 401	29	36	772	5	32	1 079	6	_ `	14 209	320 420	8	27 1 764
児童生活支援員	2 223									2 223	320 420		1 /04
児童厚生員	11 446									11 446			
母子指導員	615				•••		•	٠		611		4	
介護職員	72 882	3 083	15 977	2 048	11 779	852	17	234	3				38 890
栄養士	13 961	200	2 087	177	613	1 881	24 45	7 35	21	1 277	6 758	1	915
調理員 事務員	71 362 31 167	659 451	6 044 5 166	498 702	1 758 1 629	5 548 5 280	45 371	702	74 40	4 723 3 563	47 344 7 380	16 86	4 617 5 797
その他の職員	49 200	250	5 189	635	1 150	2 435	134	1 284	43	6 584	24 431	93	6 973
	1						eb-J		· ·		•		•
		1 1	ı	1 1		構成	割	合 %	l	. 1	ı		.
総数	100.0	100,0	100.0	100.0	100.0	100,0	100.0	100.0	100,0	100.0	100.0	100.0	100.0
施設長	5.5	3.6	8.4	9.6	3.7	4.7	16.2	7.4	7.4	5.8	5.1	13.9	5.6
生活指導・支援員等 6) 職業・作業指導員	9.7	12.8 1.7	15.8 0.3	41.2 10.9	12.2 9.3	51.8 18.2	26.0 20.9	12.0	34.6 4.0	17.2 0.4		4.0 3.2	4.4 0.8
根果・1F末日等貝 セラピスト	0.6	0.1	0.3	10.9	9.3	0.1	1,2	5.1	1.2	4.0		0.1	0.8
理学療法士	0.2	0.0	0.1	0.5	0.9	0.0	0.0	1.7	-	1.3		0.0	0.1
作業療法士	0.2	0.0	0.0	0.5	0.6	0.0	1.0	1.3	-	1.0		0.0	0.1
その他の療法員	0.3	0.0	0.1	0.3	0.6	0.0	0.1	2.0	1.2	1.7		-	0.4
心理·職能判定員	0.0			0.2	0.1	0.1	0.2		•••		***		
医師 (Caract Platest Fattor	0.5	0.5	0.3	0.5	0.7	0.5	1,5	0.5	1.1	1.6	0.4	-	0.1
保健師·助産師·看護師 精神保健福祉士	3.7 0.3	6.2 0.5	6.8 0.1	4,4 5.1	7.2 0.0	2.9 0.0	1.6 20.9	3.7 0.2	5.3	11.4	1.1	0.4	8.7 0.0
保育士	44.0	0.5	0.1	3.1	0.0	0.0	20.9	0.2		19.0	73.7	2.8	2.4
児童生活支援員	0.3									3.0		-	
児童厚生員	1.5]		15.3		-	
母子指導員	0.1	40.0			45.0					0.8		1.6	
介護職員 栄養士	9.5 1.8	49.6 3.2	31.6 4.1	13.6 1.2	45.0 2.3	1.2 2.6	0.3 0.5	7.0 0.2	0.7 5.4	1.7	1.6	0.4	52.6 1.2
調理員	9.3	10.6	11.9	3.3	2.3 6,7	7.6	0.9	1.1	18.9	6.3	10,9	6.1	6.2
事務員	4.1	7.3	10.2	4.6	6.2	7.2	7.2	21.2	10.2	4.8	1.7	32.5	7.8
その他の職員	6.4	4.0	10.3	4.2	4.4	3.3	2.6	38.7	11.1	8.8	5.6	35.0	9.4
	L	l						L					i

注:1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設、児童遊園、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設をそれぞれ含まない。

²⁾ 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。

³⁾ 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

⁴⁾ 身体障害者福祉法による社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導大訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。

⁵⁾⁽⁾内は、平成18年10月1日現在の数値である。

⁶⁾ 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活支援員、児童指導員、児童自立支援専門員が含まれるが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。

である。 7)従事者数は調査対象となっている施設のうち、調査した職種であり、調査した職種以外は「…」とした。

4 保育所の状況

保育所の状況を公営・私営別にみると、施設数、定員、在所児数とも公営は減少(対前年 \triangle 270施設、定員 \triangle 15,949人、在所児数 \triangle 25,875人)しており、私営は増加(同 388施設、定員38,635人、在所児数40,174人)している。

在所率は101.3%で、前年に比べ0.5ポイント低下している。これを公営・私営別にみると、公営では92.6%、私営では109.6%となっている。

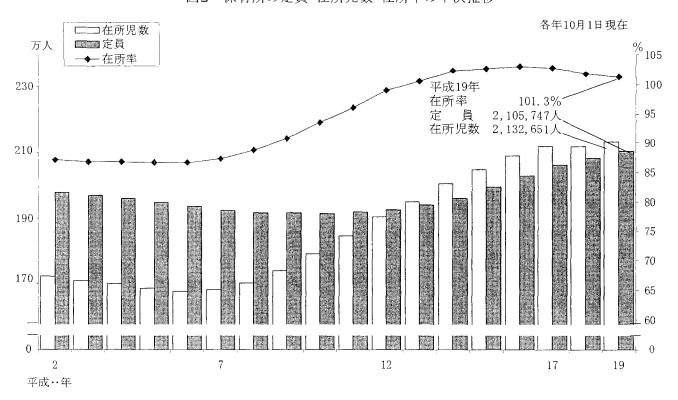
また、定員及び在所児数を就学前の児童人口千対でみると、定員は293.8人、在所児数は297.6人となっている。(表4、図2、統計表第2、3、4表)

表4 保育所の公営-私営別にみた施設数・定員・在所児数・在所率・ 就学前児童人口千対定員及び在所児数の年次推移

各年10月1日現在 平成12年 19 対 年 前 (2000)(2003)(2004)(2005)(2006)増減 数 増減率(%) (2007)22 199 施設数 22 391 22 494 22 624 22 720 22 838 0.5 118 公 営 12 707 12 236 12 013 11 752 11 510 11 240 Δ 270 \triangle 2.3 私営 9 492 10 155 10 481 10 872 11 210 11 598 388 3.5 定員(人) 1 995 067 1 925 641 2 029 201 2 060 938 2 083 061 2 105 747 22 686 1.1 公 営 1 093 012 1 074 101 1 069 500 1 059 553 1 046 328 1 030 379 △ 15 949 △ 1.5 私営 1 001 385 832 629 920 966 959 701 1 036 733 1 075 368 38 635 3.7 在 所 児 数(人) 1 904 067 2 048 324 2 090 374 2 118 079 2 118 352 2 132 651 14 299 0.7 公 営 996 083 1 022 253 1 020 513 1 006 544 980 390 △ 25 875 954 515 \triangle 2.6 私営 907 984 1 026 071 1 069 861 1 111 535 1 137 962 1 178 136 40 174 3.5 在所率(%) 1) 98.9 102.7 103.0 102.8 101.8 101.3 $(\Delta 0.5)$ 公 営 91.1 95.2 95.4 95.0 93.7 92.6 $(\Delta 1.1)$ 私営 109.1 111.4 111.5 109.6 $(\triangle 0.4)$ 111.0 110.0 就学前児童人口千対定員(人) 2) 249.7 270.5 280.4 286.8 262.8 2938 就学前児童人口千対在所児(人) 2) 269.8 278.7 246.9 288.1 291.7 297.6

- 注: 1) 在所率=在所児数÷定員×100 ただし、平成18年以降は在所児数不詳の施設を除いた定員数で計算をしている。
 - 2) 就学前児童人口は0~5歳人口に6歳人口の1/2を加えた数であり、人口については平成12年、平成17年は総務省統計局の国勢 調査報告(総人口)、15~16年、18~19年は同推計人口(総人口)による。
 - 3) ()内は在所率の対前年増減である。

図2 保育所の定員・在所児数・在所率の年次推移



5 児童福祉施設(保育所、障害児関係施設を除く。)の状況

児童福祉施設(保育所、障害児関係施設を除く。)の状況をみると、児童養護施設は564施設で、前年に比べ5施設、0.9%増加している。定員は33,917人で、前年に比べ356人、1.1%増加し、在所児は30,846人で、前年に比べ82人、0.3%増加している。(表5、統計表第2、3、4表)

また、児童養護施設の在所率をみると、平成19年は 90.9%と前年に比べ減少している(図3)。

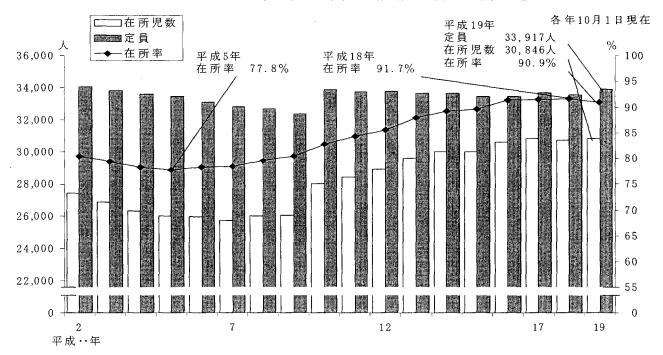
表5 主な児童福祉施設の施設数・定員・在所児(者)数の年次推移

各年10月1日現在

	平成12年 15 16 17 18 19						5	年	年		
	(2000)	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	増減	数	増減	率(%)	
	1		施言	数							
施設総数	10 056	10 137	10 045	10 046	9 868	9 801	Δ	67	Δ	0.7	
乳児院	114	115	117	117	120	121		1		0.8	
母子生活支援施設	290	288	285	282	278	272	Δ	6	Δ	2.2	
児童養護施設	552	554	556	558	559	564		5		0.9	
児童自立支援施設	57	58	58	58	58	58		-		-	
その他の施設 1)	9 043	9 122	9 029	9 031	8 853	8 786	Δ	67	Δ	8,0	
	定員(人)										
定員総数	41 787	41 508	41 528	41 572	41 369	41 680		311		8.0	
乳児院	3 610	3 671	3 672	3 669	3 707	3 727		20		0.5	
母子生活支援施設 2)	5 605	5 650	5 622	5 648	5 410	5 334	Δ	76	Δ	1.4	
児童養護施設	33 803	33 474	33 485	33 676	33 561	33 917		356		1.1	
児童自立支援施設	4 374	4 363	4 371	4 227	4 101	4 036	Δ	65	Δ	1.6	
		在	所 児(者)数(人	()						
在所児(者)総数	33 487	34 568	35 407	35 735	35 743	35 925		182		0.5	
乳児院	2 784	2 840	2 938	3 077	3 143	3 190		47		1.5	
母子生活支援施設 2)	11 555	11 740	11 608	11 224	10 822	10 588	Δ	234	Δ	2.2	
児童養護施設	28 913	30 014	30 597	30 830	30 764	30 846		82		0.3	
児童自立支援施設	1 790	1 714	1 872	1 828	1 836	1 889		53		2.9	

- 注: 1) その他の施設とは、助産施設、児童家庭支援センター、児童館、児童遊園であり、定員、在所児(者)数について 調査を行っていない。
 - 2) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所児(者)数は世帯人員数であり、定員と在所児(者)数の総数に含まない。

図3 児童養護施設の定員・在所児数・在所率の年次推移



注:在所率=在所児数÷定員×100